

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第22回）

議事録

日時：令和5年2月22日（水曜日）13：00～14：00

場所：オンライン会議

議題

- ・ 整合規格案の確認について

議事内容

○事務局（神沢） それでは、早速ではございますけれども、定刻となりましたので、ただいまから、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第22回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず最初に、前回をもちまして、座長を務めていただいております三木座長が任期満了となっております。産業構造審議会のワーキンググループの座長は、運営規程の中で、本ワーキンググループの上位組織の長の指名により選出することができるとしてございまして、製品安全小委員会の三上座長と御相談しまして、今回から渡邊委員に本ワーキンググループの座長に御就任いただくことになってございます。

恐縮ではありますが、まず渡邊座長から一言頂戴できればと思いますので、よろしく願いいたします。

○渡邊座長 こんにちは。ただいま御説明と御紹介をいただきました職業能力開発総合大学の渡邊でございます。前三木座長の後を引き継ぎまして、本日、第22回のワーキングから座長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

電気用品というのは一般電気需要家が直接用いる機器、あるいは器具でございます。その安全、それから安心と保安の確保は非常に重要であると考えております。そのため、ワーキング委員の各先生方の御協力の下、本ワーキング議事をスムーズに進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） 渡邊座長、ありがとうございました。

それでは、早速ではありますが、以下の議事進行については渡邊座長にお願いしたいと思います。渡邊座長、よろしくお願いいたします。

○渡邊座長　　よろしくお願いいたします。

まず議事に入ります前に、事務局から委員の出席状況の確認をよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢）　事務局の製品安全課の神沢です。

本日はオンライン会議での開催としており、委員の方々にはオンラインにて御出席いただいておりますので、音声接続確認も兼ねまして委員お1人ずつ、御所属とお名前を順番におっしゃっていただきたいと思います。なお、御発言いただく際には、Teams会議のマイク機能をオンにさせていただいてから御発言いただきたくお願いします。

それでは、まず青柳委員です。よろしくお願いいたします。

○青柳委員　　青柳でございます。日本消費生活アドバイザー・相談員協会環境委員会に所属しております。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢）　ありがとうございます。

次に、氏田委員です。よろしくお願いいたします。

○氏田委員　　日本電機工業会から参加いたしております氏田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢）　ありがとうございます。

次に、太田委員です。よろしくお願いいたします。

○太田委員　　電子情報技術産業協会の製品安全運営委員会から来ました太田といいます。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢）　ありがとうございます。

次に、笠原委員ですが、梶屋委員から交代しまして、今回から本ワーキンググループの委員として参画いただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○笠原委員　　I E C E E国内審議委員会から参加することになりました笠原と申します。今回からどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢）　ありがとうございます。

次に、加藤委員です。よろしくお願いいたします。

○加藤委員　　電気安全環境研究所の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢）　ありがとうございます。

次に、釘宮委員ですが、三浦委員から交代しまして、今回から本ワーキンググループの審議に御参画いただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○釘宮委員 消費生活アドバイザーの釘宮と申します。今回から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。

次に、熊田委員でありますけれども、本日は御都合が合わず欠席でございます。

続きまして、下村委員ですが、三木委員から交代しまして、今回から本ワーキンググループの審議に御参画いただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○下村委員 芝浦工業大学の下村でございます。今回から参加させていただきますことになりました。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。

次に、多氣委員です。よろしくお願いいたします。

○多氣委員 東京都立大学の多氣と申します。名誉教授ということですが、特任でまだ都立大学におります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。

次に、持丸委員です。よろしくお願いいたします。

○持丸委員 産総研人間拡張研究センターの持丸と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。

次に、矢代委員ですけれども、松本委員から交代しまして、今回から本ワーキンググループの審議に御参画いただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○矢代委員 製品評価技術基盤機構の矢代と申します。今回から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） ありがとうございます。

以上、12名中11名の委員に御出席いただいております。

○渡邊座長 ただいま事務局から御報告がございましたとおり委員の出席者が過半数を超えており、定数に達しておりますので、本日のワーキングが成立することを確認いたします。

次に、配付資料の確認を事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局（神沢） 事前にお送りしております資料に不足や不備はないかというところ

を確認させていただきます。

配付資料につきましては、資料1としまして、ワーキンググループの委員名簿。資料2としまして、タイトルが「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」。続きまして資料3ですけれども、「別表第十二 国際規格等に準拠した基準（案）」というもの。資料4関係につきましては、4-1から4-4までございます。なお、資料はTeams画面にて表示する予定ではございますが、見えづらいようであればお手元の資料を御覧いただきたくお願いいたします。

○渡邊座長      ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。前回、令和4年5月に行いました第21回ワーキングでは、8規格のJIS等について御確認をいただきました。同年8月31日付で原案どおり改正を行いまして、適用されております。本日は4規格のJISにつきまして、技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず今回審議する整合規格案の概要につきまして、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○事務局（神沢）      それでは、今回整合規格として御確認いただきたい規格の概要について、事務局から説明をさせていただきます。

お手元に資料2と資料3を御用意いただければと思います。今回整合規格として御確認いただきたい規格の概要について、資料2と3を用いて説明させていただきます。

まず、資料2を御覧ください。資料タイトルが「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」というものでございます。

まず、1. 概要でございます。電気用品の技術上の基準を定める省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についてを定めておりまして、この解釈の別表第十二において国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示してございます。今般は迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行いたく思っております。

2. 改正の内容、(1) 改正方針ですけれども、国際規格（IEC規格）に準拠したJISなどの規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正するというものになってございます。

改正する規格の数ですけれども、今回は改正区分のところの①です。採用済みのIEC規

格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるということで4規格ございます。また併せまして猶予期間が過ぎたものが2規格ございますので、こちらにつきまして削除する改正を考えてございます。

3. 今後のスケジュールですけれども、今日の御審議の後、パブリックコメントを本年3月以降に30日間実施予定でございます。それが終わりましたら改正、施行を5月以降に予定ということで考えてございますが、移行の経過措置期間、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格によることができるものとするということで、進めさせていただきたく考えてございます。

今回改正する整合規格につきましての4規格は、資料2の別添1に書いている4規格でございます。

資料3「別表第十二 国際規格等に準拠した基準（案）」でございますが、本日の審議内容が予定どおり改正された場合の別表第十二の仕上りの案でございます。

今回追加する箇所には水色の網かけ、猶予期間が過ぎて削除する箇所には灰色の網かけをしているものでございまして、具体的に今回追加する箇所は、12ページ目に1規格ございまして、J60974-5(2023)、アーク溶接装置－第5部：ワイヤ送給装置。続きまして、13ページのJ61084-1の電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム－第1部：通則と、J61084-2-1(2023)、電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム－第2－1部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムの個別要求事項。もう1規格がスライド16にございますJ62368-1(2023)、オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部：安全性要求事項でございます。これら規格に既に対応されております古い規格につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり改正から3年間は、なお、従前の例によるとしまして猶予期間を設けてございます。

続いて、猶予期間が過ぎまして削除するという箇所になりますが、ページをお戻りいただきまして4ページで、J60335-2-29につきましては削除ということと、7ページのJ60335-2-96(H28)につきましては削除ということを考えております。

資料3の説明につきましては以上でございます。

○渡邊座長      ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、先生方から何か御質問、御意見、コメント等ございますでしょうか。Webですので、もし御発言があるときには、お名前と発言した

い旨を言っていただければ幸いです。——特にないようですので、次に進みたいと思います。

では、続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入りたいと思います。資料2の別添1の一覧表に沿いまして、上から順番に事務局から論点の説明の後、質疑応答をいただくというように進めたいと思います。では、事務局から御説明をよろしくお願いします。

○事務局（馬場）      では、一覧表No.1のJISC9300-5、アーク溶接装置－第5部：ワイヤ送給装置について説明させていただきます。

まず規格の概要ですが、資料2、別添2を御覧ください。この規格は工業用及び専門家用に設計し、アーク溶接及び関連プロセスのために用いるワイヤ送給装置の構造性能要求事項、安全要求事項及びEMC要求事項について規定します。

この規格は、ワイヤ送給装置及びワイヤ送給制御装置に適用します。装置のタイプは、これらが分離したタイプ、これらが1つのきょう体に収納されたタイプ、または、これらがほかの溶接装置とともに1つのきょう体に収納されたタイプがあります。

電気用品名としましては、アーク溶接機が適用範囲となっております。

次に、主な改正内容ですが、対応国際規格であるIEC60974-5:2019を基として、簡条6.3.1、保護クラスを明確にするため、JISC0365に規定する保護クラスを追加。簡条6.3.5、故障状態の接触電流に関する要求事項の追加。簡条6.9.1、不用意な接触からの保護に関する要求事項の追加。簡条6.9.2、結合装置の位置に関する要求事項の追加。簡条14A、EMC要求事項としてJISC9300-10の要求事項を満たさなければならないことの明記などをいたしました。

続きまして、整合確認書ですが、資料4－1を御覧ください。主に非該当部分を説明させていただきます。

非該当部分としましては、最初に11から12ページ目の第十三条、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の部分となりますが、ワイヤ送給装置は一般的に人体に危害を及ぼす電磁波を発生しないため、非該当となっております。

続きまして、15ページ目以降、第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の部分となります。アーク溶接機は長期使用製品安全表示制度の対象ではないため、非該当となっております。

今御説明しました非該当部分以外のものにつきましては技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJIS規格につきましては、省令で求めている電気用品

安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、当該規格の説明については以上でございます。

○渡邊座長      ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明及び整合確認書につきまして、先生方から何か御意見、御質問、コメントも含めてございますでしょうか。釘宮委員、よろしくお願いいたします。

○釘宮委員      釘宮でございます。

技術的なところの話、分かりませんが、1点、確認をさせていただきたいことがございます。もし見当外れのことでしたら申し訳ございません。

主な改正内容の中の3ポツ目で、「EMC要求事項として、JISC9300-10の要求事項を満たさなければならない」ということをお書きいただいております。こちらJISの規格のほうで確認いたしましたところ、我が国固有の事情であるということで、もともとのIECの規格にはない。そのような項目のようなのです。そのような項目を加えることによって、例えば参入障壁になるであるとか、そのようなことは生じないのでしょうか。この点について御質問させていただきたいと思います。

○事務局（馬場）      まず、このデビエーションが参入障壁にならないかという質問ですが、デビエーションに関しては全般的に言えることではありますが、デビエーションというのは日本独自の実態を勘案して規定されているものです。デビエーションの規定に際しましては、日本における製品の安全性確保とともに参入障壁にならないかどうかについても、原案作成委員会等で十分に議論されているものと認識しております。

今回、特に御質問のありましたJISC9300-10のところですが、JISC9300シリーズ（アーケ溶接の規格群）内でEMC要求事項に関してはJISC9300-10という個別の規格で規定しております。EMC要求事項に関してはこちら（JISC9300-10）を参照しなければならないということを、個別の規格の中でも明記したほうが分かりやすいということで今回JISの中に、このように分かりやすくするために盛り込んだというものでございます。

○渡邊座長      釘宮先生、よろしいでしょうか。

○釘宮委員      分かりました。ありがとうございました。

○渡邊座長      そのほか、委員の先生から何か御意見、御質問、コメントも含めてございますでしょうか。——特にないようですので、では、次の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（遠藤）      事務局の遠藤です。

次は、一覧表 2 番目のJISC8471-1、電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムー第 1 部：通則でございます。本規格はトランキングシステムの一般要求事項を定めるもので、次のJISC8471-2-1のトランキングシステムの個別要求事項と一体をなすものですので、この 2 規格併せて説明させていただきたいと思います。

まず、お手元の資料 2 の別添 2 を御覧ください。ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステムというのは、ビルディング、あるいは工場といった大規模な建物の中におきまして電気の配線を取り回すために、個々の電線一本一本を取り回していたのでは非常に非効率的であり、さらに電氣的にもちょっと危険ですので束ねて、要するに配線の幹となる部分、トランクの部分について施工させるものでございまして、対象範囲に含まれる主な電気用品としましては、1 の通則の場合は個別製品規格によることになりますので、次の1-2-1の対象となる製品が適用範囲に含まれる主な電気製品となります。

具体的には金属製の線樋、あるいは電線管類の附属品——カップリングとか、ティとか、ボックスになりますけれども、それらについては 2 ページ目の写真で示しております。カップリングというのは、線樋同士をつなげるときのジョイントみたいなものでございます。ティというのは、まさに T の字になっていて、回線類を分岐するためのものでございます。あとボックスというのは、ところどころに出てくるアウトレットとか、あるいはスイッチなどをはめ込むための入れ物でございます。

次に、主な改正内容ですが、まず今回の改正は対応する IEC61084-1 が 25 年ぶりに改正されたことを踏まえまして、対応する JIS を改正するに至ったものでございます。改正点は多岐にわたりますが、主な点を次に書き出してございます。

25 年ぶりの改正ですのでいろいろ用語が変わっている部分がございます、大幅に用語を追加したというものでございます。あと項目番号 6.1 と 6.7 ですが、従来金属とか、合成樹脂とか材料ごとに分類をしていたのですけれども、むしろ材料を決めつけてしまうと技術の進歩に追いつけなくなるだろうということで、強度を基にした構造別の分類に全面的に見直したものでございます。あと 7.1 と 7.4 でございますけれども、表示記号を対応する IEC60417 を引用する形に改正しております。最後、9.5 以降ですが、これは構造規定、あるいはそれに伴う安全性を確認するための試験方法について、追加ないしは改正したということでございます。

続きまして、同じ資料の 3 番目、61084-2-1 でございます。これは個別事項となりまして、壁及び天井に取り付けることを目的とするトランキングシステム、ダクティングシス

テムの個別要求ということでございます。適用範囲に含まれる主な電気用品は、先ほど説明しましたように金属製の線樋、電線管類の附属品としてカップリング、ティ、ボックスなどでございます。

個別要求事項の改正点ですけれども、これも同じく対応するIEC61084-2-1が改正になったことに伴いまして、JISのほうでも対応する改正を行ったということでございます。

主な改正事項なのですけれども、先ほどと同じように用語を新しく追加したということでございます。それから分類を大幅に増やしました。箇条6です。それから7.3項として、文書の表示について抽象的なものになっていたのですけれども、表示すべき内容をさらに具体的に詳細に規定したということでございます。

あと10.6項でございますが、附属品類の機能領域を明確にするために新しく図を追加したということでございます。

最後、14.2項でございます。

この個別規格の改正に当たっては、金属線樋について定義しておりました個別規格、JISC8471-3-1というのがあるのですけれども、IECに対応する改正をするとともに、この内容を取り込むという改正もやっております。その関係で金属線樋も使えるように、JISC8461-21の試験方法を引用する形に変えたということでございます。

以上で規格の概要の説明を終わります。

引き続きまして、資料4-2を御覧ください。個々のJISの内容が大本でありますところの技術基準省令に対応して、それを満たすような内容になっているかを確認することにしております。時間的な制約もございますので説明につきましては全て行うのではなく、非該当と判断したものについて、なぜそういう判断に至ったかについて簡単に説明させていただきたいと思います。

資料4-2の6ページを御覧ください。省令第十二条の要求事項は、製品から人体に危害を及ぼすような化学物質の流出がないかということでございます。この項目につきまして、当該規格は非該当というように判断させていただきました。というのも、金属線樋といったものの性質上、中に大量に人体に影響を与えるほど化学物質が含まれるような製品ではございませんので、当該製品につきましては非該当が妥当というように判断させていただきました。

同じく、6ページ目の第十三条でございます。これは人体に影響を及ぼすような電磁波が発生しないようにできているかということでございます。補足のほうにも書きましたけ

れども、当該製品はそもそも電磁波を発生するような構造のものではないということで、これも非該当が適当であるというように判断させていただきました。

1枚めくって7ページ目でございます。次、技術基準省令の第十五条1項から3項でございます。不意な電気製品の始動、あるいは停止によって人体に危害を及ぼしたりしないかという要求事項でございます。当該規格の製品というのは電線を配線する際に、電氣的に防御するための目的で施工されるものでございます。要求事項で指定されているような可動部というものはございませんので、当該製品につきましては非該当が妥当というように判断させていただきました。

続きまして、1枚めくっていただきまして第十六条でございます。保護協調というのは、電気製品を構成するいろいろなパーツの組合せによって、協調しながら電気製品の安全性を保てるようになっているかという要求事項でございます。当該規格は言うなれば部品でございまして、保護協調するような相手はないということでございますので、この項目につきましても非該当が妥当であろうというように判断させていただきました。

続きまして、同じく次の十七条でございます。これは要求事項でございまして、電気製品が外部からの電波によって機能障害を起こさないかということを求める要求事項でございます。この要求事項に対しまして、当該製品は電波を受けることによって影響が発生するような電子機器類は全く含まない製品でございますので、これも非該当が妥当であろうというように判断させていただきました。

1行だけ頭がかぶっていますけれども、同じく8ページ目から9ページ目にかけまして第十八条でございます。雑音の強さということで、今度は電気用品から発する電波が悪さをしないかということでございます。電安法では電波のことを雑音というように従来より呼んでおりまして、ここでいうところの雑音というのは大きい音、不愉快な音、街宣車のうるさい音といったものではなくて、電波による雑音という意味でございます。こちらにつきましても当該製品は、そういった電波を発生するようなパーツはそもそも機能的にありませんので、非該当が妥当であろうというように判断させていただきました。

続きまして9ページ目、最後になりますけれども、第二十条、1号から4号でございますけれども、長期使用製品につきましてどれぐらいもつようなものなのかということを求める要求事項でございます。具体的に技術省令の中に品目が掲げられてございまして、今回かけるトランキングシステムにつきましては対象となっておりませんので、これらの項目につきましては非該当が妥当であると考えます。

次の個別製品の資料4－3も全く同じ作りになっておりますので、省略させていただきます。

以上よりJISC8471-1及びJISC8471-2-1につきましては、電安法における整合規格として登録しても差し支えないというように判断させていただきました。

雑駁な説明でしたが以上でございます。

○渡邊座長      ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明及び整合確認書につきまして、先生方から御意見、御質問、コメント等ございましたら、よろしくお願いいたします。挙手をされても結構ですし、マイクオンで発言されても良いですので、よろしくお願いいたします。——特にございませんか。

私から、二十条の経年劣化というのは扇風機とか、換気扇とか駆動部のあるようなもので、線樋など紫外線に当たるなど、いろいろな条件で劣化するというのは、この技術基準には関係していないという判断でよろしいのでしょうか。

○事務局（遠藤）      はい。現在公表されている長期使用表示制度の対象品には含まれていないということでございまして、御指摘のとおり紫外線によって樹脂製品などは劣化する可能性もありますので、事故が頻発するような状況になった場合においては、あるいは必要に応じて省令の中で指定していくことを検討する必要があると思いますが、現時点で線樋の長期使用において何らかの技術的な問題があるという話は、今のところ我々の手元には届いておりませんので、追加の検討は現時点では行っておりません。

○渡邊座長      分かりました。条文の対応にしてということですね。

線樋の「樋」の字は当用漢字ではないのですが、私は「樋」という字のほうが分かりやすいと思いますが、技術基準など、いろいろなところで「び」というのはどのように扱われているかわかりますでしょうか。

○事務局（遠藤）      多分公用語の規定は常用漢字を使えということなので。

○渡邊座長      平仮名の「び」と書いている関係基準や書類もいろいろあると思うのですが、どちらのほうがいいのかと思ひまして質問しました。

○事務局（遠藤）      個人的には「樋」と漢字で書いていただいたほうがいいですが、規定書はそうせざるを得ないものだ。

○渡邊座長      「樋」と書いたほうがイメージは湧きやすい。

○事務局（遠藤）      ええ。

○渡邊座長      その点につきましては各条文とも比較して適用していただければと思ひま

すので、よろしくお願いします。

先生方から特に御意見等ございませんでしょうか。——なければ、次の説明に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（大池） 事務局の大池でございます。

続きまして、一覧表４番、JISC62368-1:2021及び追補1:2022、オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第１部：安全性要求事項について説明させていただきます。

まず規格の概要ですけれども、資料２の別添２を御覧ください。この規格は定格電圧が600V以下のオーディオ・ビデオ、情報通信技術及び事務機器の分野における電気電子機器の安全性について規定するものでございます。

電気用品名については、テレビジョン受信機、複写機、直流電源装置、ラジオ受信機や事務用印刷機、文書細断機など多数の電気用品に適用されております。

今回の改正は最新の国際規格であるIEC62368-1:2018第３版を反映したJISC62368-1:2021版に、2022年の追補1が加わったものでございます。

主な改正内容ですけれども、箇条4.8にてリチウムコイン（ボタン）電池以外のコイン（ボタン）電池にも対象を拡大してございます。また大型記憶装置の要求事項が追加されておりまして、ワークセルに対する要求を規定しており、箇条3ではワークセルの定義、その他、箇条8.5.4等で規定されてございます。また箇条9.3では、人体に着用するウェアラブル機器に接触温度の限度値を設ける改正を行ってございます。

続いて、整合確認書でございます。資料４－４を御覧ください。非該当部分ですけれども、40ページから最後42ページ、二十条の長期使用製品安全表示の部分ですけれども、第１号から第３号までは扇風機、換気扇、電気冷房機、電気洗濯機でございますので、これには該当しないため、非該当。第４号につきましてはテレビジョン受信機のうち、これはブラウン管のものに限りますけれども、当該規格の対象となりますので該当と判断させていただきました。

以上をもちまして、当該規格につきましては電気用品安全法の技術基準には適合しておると判断させていただきました。

説明は以上でございます。

○渡邊座長 ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、整合確認書も含めて御意見、御質問、コメント等ございますでしょうか。——特に先生方からございませんか。

私から、1つだけ質問をよろしいですか。最後にブラウン管という説明があったと思うのですが、今ブラウン管を使っているようなものはどのようなものがあるのでしょうか。

○事務局（大池） 基本的にはほぼないと思っているのですけれども、二十条ではテレビジョン受信機でブラウン管のものに限るという形で。

○渡邊座長 全然ないことはないですよ。古いもので、昭和レトロなどでまだまだ使われているところもあるので、安全上は入れたほうがいいかなと思いますが、今どれくらいあるのかと思って質問しました。ほとんどなくても、そこに規定されているものは該当するということでよろしいですね。

○事務局（大池） はい。

○渡邊座長 分かりました。理解しました。ありがとうございます。

そのほか、先生方から何か御意見等ございますでしょうか。——特にないようですので、それでは、今回提出のございました整合規格案について審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できるので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。

本日予定の議題につきましては以上の内容でございますが、その他、何かございますでしょうか。先生方から全体を通して御意見、コメントも含めて何かございますでしょうか。——なければ、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

○事務局（神沢） 事務局の製品安全課の神沢です。

御審議ありがとうございます。本日、御審議いただいた内容は資料2の3. 今後のスケジュールに書いてございますとおり、パブリックコメントを経た上で改正ということで、進めさせていただきたいと思ってございます。

あと次回のワーキンググループでございますが、5月以降に開催したいと思ってございます。日程の詳細につきましては後日、調整させていただきます。

以上です。

○渡邊座長 ありがとうございます。

では、以上をもちまして、第22回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了したいと思います。本日はお忙しいところ御参加いただきまして、どうもありがとうございました。また、いろいろな御意見も含めて検討していただきまして、ありがとうございました。

それでは、これで終了したいと思います。どうもお疲れさまでございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話 : 03-3501-1705

FAX : 03-3501-6201